

(一関市市民センター条例の一部改正)

改正前				改正後			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 [略]				第2条 [略]			
2 [略]				2 [略]			
3 第1項に規定する市民センターに次の施設を置く。				3 第1項に規定する市民センターに次の施設を置く。			
名称	施設名	位置		名称	施設名	位置	
[略]				[略]			
一関市曾慶市民センター	曾慶体育館	一関市大東町曾慶字神蔭 41 番地		一関市曾慶市民センター	曾慶体育館	一関市大東町曾慶字神蔭 63 番地 <u>2</u>	
[略]				[略]			
別表 (第10条関係)				別表 (第10条関係)			
1 集会室 (一関市民センター、山目市民センター、中里市民センター、狐禅寺市民センター、滝沢市民センター、真柴市民センター、萩荘市民センター、弥栄市民センター、永井市民センター、涌津市民センター、油島市民センター、花泉市民センター、老松市民センター、金沢市民センター、大原市民センター、渋民市民センター、千厩市民センター、小梨市民センター、田河津市民センター、松川市民センター、川崎市民センター及び藤沢市民センター)				1 集会室 (一関市民センター、山目市民センター、中里市民センター、狐禅寺市民センター、滝沢市民センター、真柴市民センター、萩荘市民センター、弥栄市民センター、永井市民センター、涌津市民センター、油島市民センター、花泉市民センター、老松市民センター、金沢市民センター、大原市民センター、渋民市民センター、千厩市民センター、小梨市民センター、田河津市民センター、松川市民センター、川崎市民センター及び藤沢市民センター)			
利用室面積	単位	使用料		利用室面積	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
<u>50 m<sup>2</sup>以下</u>	1 時間	<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	<u>20 m<sup>2</sup>以下</u>	1 時間	<u>100 円</u>	<u>20 円</u>
<u>100 m<sup>2</sup>以下</u>		<u>400 円</u>	<u>100 円</u>	<u>40 m<sup>2</sup>以下</u>		<u>200 円</u>	<u>40 円</u>
<u>150 m<sup>2</sup>以下</u>		<u>600 円</u>	<u>150 円</u>	<u>60 m<sup>2</sup>以下</u>		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>

150 m <sup>2</sup> 超		800 円	200 円
[略]			

2 [略]

3 ホール

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
大原市民センター講堂	1 時間	1,700 円	実費を基準として規則で定める額
川崎市民センターホール		1,000 円	
[略]			

4 体育館等

利用区分	区分	単位	使用料
山目市民センター体育館	専用 高校生以下	1 時間	200 円

80 m <sup>2</sup> 以下		400 円	80 円
100 m <sup>2</sup> 以下		500 円	100 円
120 m <sup>2</sup> 以下		600 円	120 円
140 m <sup>2</sup> 以下		700 円	140 円
160 m <sup>2</sup> 以下		800 円	160 円
180 m <sup>2</sup> 以下		900 円	180 円
200 m <sup>2</sup> 超		1,000 円	200 円
[略]			

2 [略]

3 ホール

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
大原市民センターホール	1 時間	1,800 円	実費を基準として規則で定める額
川崎市民センターホール		1,200 円	
[略]			

4 体育館等

利用区分	区分	単位	使用料
中里市民センターホール、萩荘市民センターホール	専用	高校生以下	1 時間 200 円
		一般	400 円
	個人	高校生以下	50 円
		一般	100 円
山目市民センター体育館、狐禅寺市民センター体育館アリーナ、小	専用	高校生以下	1 時間 300 円



育館

[略]

育館

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。